## 白山都市計画地区計画の決定(白山市決定)

都市計画白山市松任海浜公園周辺地区地区計画を次のように決定する。

## 1 地区計画の方針

	名称	白山市松任海浜公園周辺地区				
	位置	白山市徳光町の一部				
	面積	約 6 . 1 h a				
	地区計画の目標	本地区は、北陸自動車道徳光パーキングエリア・スマートインターチェンジ及び都市計画道路横江松本線(主要地方道金沢美川小松線)に接続・近接した、交通利便性の高い地区であり、地区内には都市公園松任海浜公園の区域が含まれる。 既存施設の廃業等による環境悪化や荒廃を招かないよう、再整備が求められている中、市街化調整区域であるという性格を踏まえるとともに、周辺の自然及び居住環境にも配慮しつつ、地区計画の策定により、活力ある産業や観光の振興を図るものである。また、当地区に指定されている「コースタル・コミュニティ・ゾーン(C.C.C.Z.)整備構想」を踏まえ、民間活力の導入による地域の活性化、交流促進を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	産業振興地区	観光振興地区			
		物流・工業の拠点として、適正な 土地利用を誘導するため、建築物 等の用途の制限により、用途の 混在を防止し、隣接する松任海浜 公園や高速道路関連施設、近接 する集落の住環境の保全に支障 のない土地利用を図る。 なお、本地区では資材置き場、 土地利用を行ってはならない。	の利便を図るため、中小規模の店舗等や宿泊施設を許容するとともに、多くの人が利用するパーキングエリアに隣接すること			
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺景観との調和を保ちながら、利便性に優れた産業や観光の振興拠点の形成が図られるよう、次の制限を行う。				

## 2 地区整備計画

2	7E	整備計画	l		
地区整備計画	物等に関する	地区の	地区の名称	産業振興地区	観光振興地区
		区分	地区の面積	約2.1ha	約1.6ha
		制限	等の用途の	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1.貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物自動車運送事業の用に供する建築物 2.倉庫業法第2条に規定する倉庫業の用に供する建築物	建築基準法別表第2(へ)項のうち、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 床面積の合計が3,000㎡以下の店舗・事務所等2. ホテル、旅館3. パン屋、菓子屋等で作業場の面積が50㎡以下のもの
		建築物の最低別	の敷地面積	3, 000 m²	2 0 0 m²
			立置の制限	道路境界線から建築物の壁面 又はこれに代わる柱の面まで の距離は3.0 m以上とし、 その他の敷地境界線から建築物 の壁面又はこれに代わる柱の 面までの距離は1.0 m以上 とする。	敷地境界線から建築物の壁面 又はこれに代わる柱の面まで の距離は1.0m以上とする。
		建築物等最高限度	等の高さの 度	2 0 m	3 1 m ただし、都市公園松任海浜 公園区域内における便益施設 については、1 2 m とする
		建築物等 又は色彩 意匠の制	どその他の	<ol> <li>建築物の屋根及び外壁の色彩は周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。</li> </ol>	
		垣又はさの制限	さくの構造	道路境界線から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスを基本とし、塀は設置してはならない。	
				ただし、地区整備計画区域の 東面、南面の境界線において、 周辺の環境に配慮する防音、 遮光等を目的とする植栽や さくを設置する場合はこの限り でない。	
		ただし、公益上必要な建築物及び工作物については、この限りではない。			

「区域は、計画図表示のとおり」

## 理 由

松任海浜公園周辺区域の再整備のため、地区計画を決定する。